

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和元年9月20日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和元年9月20日(金曜日)

午前9時58分開議

午前10時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第5号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について

報告第10号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①第3回こころとからだの健康調査の結果について

出席委員(8人)

委員長 内野 幸喜

副委員長 西山 宗孝

委員 藤川 隆夫

委員 坂田 孝志

委員 末松 直洋

委員 山本 伸裕

委員 松野 明美

委員 荒川 知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 渡辺 克淑

政策審議監 早田 章子

医監 迫田 芳生

長寿社会局長 松岡 正之

子ども・

障がい福祉局長 沼川 敦彦

健康局長 岡崎 光治

健康福祉政策課長 下山 薫

政策監 篠田 誠

健康危機管理課長 上野 一宏

首席審議員

兼高齢者支援課長 唐戸 直樹

認知症対策・

地域ケア推進課長 柴田 英伸

社会福祉課長 下村 正宣

子ども未来課長 久原 美樹子

子ども家庭福祉課長 木山 晋介

首席審議員

兼障がい者支援課長 永友 義孝

医療政策課長 三牧 芳浩

国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎

健康づくり推進課長 新谷 良徳

薬務衛生課長 緒方 和博

病院局

病院事業管理者 吉田 勝也
総務経営課長 緒方 克治

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり
政務調査課主幹 吉田 晋

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、定刻前ではありますが、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第10号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第10号についての説明者を入室させてください。

（説明者入室）

○内野幸喜委員長 それでは、説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（説明者趣旨説明）

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

（説明者退室）

○内野幸喜委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思ひます。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔をお願いいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について、担当課長から課ごとにまとめて説明をお願いいたします。

渡辺健康福祉部長。

○渡辺健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、被災者の住まいの再建に向けた取り組みにつきまして御説明申し上げます。

一昨年5月のピーク時には、約4万8,000人の方々が仮設住宅に入居されていましたが、8月末現在で、その8割を超える約4万人の方々が住まいの再建を実現されています。

しかし、今もなお約8,000人の方々が仮設住宅での生活を余儀なくされています。

今後も、重点的な支援が必要な方々に対しては、生活再建支援専門員などが中心となり、個々の事情に寄り添った伴走型の支援を進め、全ての被災者の方々が一日も早く希望に沿った住まいの再建を実現できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例関係3議案、報告4件でございます。

まず、予算関係につきましては、議案第1号、令和元年度熊本県一般会計補正予算において、総額2億円余の増額となる補正予算をお願いしております。

主な内容としましては、幼児教育、保育の無償化に伴い、実費負担が生じる第3子以降の副食費の減免を行う市町村に対する助成経費などを計上しています。

次に、条例関係につきましては、議案第5号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第10号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件

を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、第3回こころとからだの健康調査の結果について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和元年度9月補正予算関係について御説明を申し上げます。

厚生常任委員会資料の2ページをお開きください。

災害救助費のうち、1、国庫支出金返納金につきましては、昨年度の災害弔慰金、災害障害見舞金の事業費確定に伴う国庫への返納金で、1,500万円を計上しております。

次に、3ページをお開きください。

債務負担行為の追加でございます。

まず、情報処理システムにつきましては、福祉総合情報システムのうち6業務の再構築について、令和元年度当初予算で歳出予算を計上しておりましたが、基本検討の結果を踏まえまして、令和2年度に工事が及ぶということで、見込みになったものですから、2年度分の9,678万円余の債務負担行為の設定を今回お願いしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

老人福祉費でございますが、1,316万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄でございますけれども、高齢者福祉対策費の介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、介護人材確保策の一つとして、介護職員の勤務環境改善を図るため、介護施設等が介護ロボットを導入する経費について助成するものでございます。今回、申請件数が見込みを上回ったことに伴う増額補正でございます。

御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、報告事項でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

報告第10号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、17ページ、経営状況の概要についてによりまして説明をさせていただきます。

まず、17ページ、1の財団の概要でございますけれども、設立年月日につきましては、平成3年11月1日でございます。

設立の目的は、(2)でございまして、高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的としてございます。

主な出捐者につきましては、県と市町村と民間企業等でございます。

続きまして、2番目の項目でございます。

平成30年度事業報告でございます。

主な事業といたしましては、(1)の熊本さわやか大学校の開校、(2)のシルバースポーツ交流大会の開催、(3)の高齢者への就労支援事業などに取り組んでおるところでございます。

3番目の平成30年度決算でございますけれども、経常収益につきましては6,178万円余、経常費用につきましては6,094万円余、当期の経常増減につきましては83万円余の増

でございました。

次に、4番目の項目でございますけれども、令和元年度事業計画の主なものでございますが、こちらにつきましては、おおむね昨年度と同様の事業を予定しているところでございます。

最後に、5番目の項目でございますけれども、令和元年度の予算の概要でございますが、経常収益、経常費用とも6,396万円余を計上して収支の均衡を図ることとしてございます。

今後とも、当該法人の予算執行等に当たりましては、より効率的な執行と適切な運営が行われるよう指導、助言に努めてまいりたいと思っております。

高齢者支援課の報告事項は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

まず、社会福祉総務費でございますが、740万円の増額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人がネットワークを構築して実施する人材確保などの取り組みについて助成するものですが、国の要綱改正により、都道府県の申請枠が3件から5件にふえたことを受け、募集結果を踏まえて、増額を行うものです。

次に、生活保護総務費でございます。

計808万円の増額をお願いしております。

1つは、説明欄(1)の被保護者健康管理支援事業で、新規事業として533万円を計上しております。これは、データに基づき、被保護者の生活習慣病の予防などを推進するもので、この事業が社会福祉法の改正によって

2021年1月から各福祉事務所の必須事業となることを踏まえ、準備のために、システムの改修やデータ等の分析を行うものです。

2つ目は、生活保護適正実施推進事業で275万円の増額をお願いしております。これは、来年5月から被保護者調査の調査項目が追加されることなどに伴いまして、国の生活保護システムの変更に対応するために、本県のシステムを改修する経費でございます。

以上、社会福祉課は、計1,548万円の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

児童福祉総務費で6,700万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

1の児童健全育成費、多子世帯子育て支援事業につきましては、本年10月からの幼児教育、保育の無償化に伴い、実費負担が生じる第3子以降の副食費、いわゆるおかず、おやつに要する経費について、減免措置を行う市町村に対し、臨時的に助成するための経費でございます。所要額として6,500万円余を計上しております。

次に、2の国庫支出金返納金につきましては、熊本地震により被災した学校法人施設である幼稚園等の災害復旧費である私立高等学校等経常費助成費補助金の事業費の確定に伴う国への返納金でございます。所要額として175万円を計上しております。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料11ページの条例(案)の概要で御説明い

たします。

建築基準法の一部改正に伴い、耐火建築物に関する規定に適合しなければならないとされている建築物から、3階建てで延べ面積が200平方メートル未満の建築物が除外されました。しかし、厚生労働省の基準省令においては、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる施設については、依然、保育室等を3階以上に設ける場合は、耐火建築物でなければならないという一部改正がなされましたので、県条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、資料の12ページをお願いいたします。

議案第6号、熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ただいま御説明いたしました児童福祉施設に関する条例と同様に、幼保連携型認定こども園についても、同様の改正を行うものでございます。

子ども未来課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の14ページをお願いします。

議案第7号、熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

15ページの条例(案)の概要により説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の削除を求める成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたところで

す。

これに伴いまして、心身障害者扶養共済制度の加入者が扶養する心身障害者にかわって年金の管理等を行う年金管理者の欠格条項を緩和するため、関係規定を整備するものでございます。

主な内容、2の(1)に記載しております年金管理者となることができない者について、「成年被後見人又は被補佐人」を「精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、法律の施行日に合わせ、本年12月14日としております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課です。

資料、前に戻りまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で9,026万3,000円の増額をお願いしております。

右側1の医療施設消防用設備整備費として9,026万3,000円の増額をお願いしておりますが、これは、医療機関が防火対策のために設置するスプリンクラー整備に対して助成するものでございます。国から追加要望の照会があったことに伴い、複数の事業者から要望がありましたので、所要額を増額するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

説明資料の8ページをお願いいたします。

9月補正について御説明します。

公衆衛生総務費です。今回、23万5,000円の増額をお願いしております。

右の説明欄の指定難病医療費事務費において、指定難病の医療費支払い業務に使用する公費負担医療システムの改修に要する経費を計上しております。

補正予算については、以上でございます。

続きまして、資料の18ページをお願いします。

報告関係でございます。

報告第11号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告します。

別冊の概要につきまして、19ページの資料で御説明いたします。

まず、1の財団の概要についてですが、設立年月日は記載のとおりでございます。

設立目的は、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断や保健指導等の事業を行い、県民の健康向上に寄与することです。

出捐者は、県のほか3団体です。

続きまして、2の平成30年度事業報告です。

主な事業、(1)の保健事業の推進についてですが、職域保険の関係で、協会けんぽと連携した受診勧奨や休日健診の実施によりまして、受診者数が増加しております。

次に、(2)の業務効率化及び精度管理の向上につきましては、移動健診で使用する健診データ収集システム端末を更新しまして、機能強化を図っております。

(3)の健康支援活動の充実についてですが、特定保健指導につきましては、八代市からの新たな受託や健診と同じ日に初回面談分割を行うなどとした結果、実施者をふやしております。

続きまして、平成30年度決算の概要です。

経常収益は21億9,987万円余、経常費用は19億2,049万円余、当期経常増減額は2億7,938万円余の増となっております。この増額分は、施設整備のための積み立てのほか、今年度、胸部検診車の整備など公益目的事業

に充てることとしておりまして、適正に処理される予定です。

続きまして、令和元年度の事業計画です。

おおむね昨年度と同様の事業計画を予定しており、健診受診率のより一層の向上、また、さらなる業務効率化に取り組んでいく予定です。

最後に、令和元年度予算の概要です。

経常収益、経常費用とも、前年度比約2,900万円増の予算額により事業を実施することとしております。

今後、予算の執行に当たりましては、より一層効率的、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告議案2件について御説明を申し上げます。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、報告第12号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてですが、これについては、資料21ページの概要をもとに御説明申し上げます。

財団の概要につきましては、1にまとめてあるとおりでございます。

次に、2の平成30年度事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、普及啓発を行っております。

(2)の移植希望者の調査事業では、腎移植希望者の登録更新診察会を開催した結果、80名の方が受診されております。

(3)の摘出あっせん業務により、眼球の提

供者が11人で22眼、利用眼球数は21眼でございました。

3の平成30年度決算でございます。

(1)の経常収益の決算額は1,182万円余であります。

次に、(2)の経常費用でございますが、決算額は1,183万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引いた(3)の当期経常増減額は1万円余の赤字となっております。

4の令和元年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和元年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は995万円余、経常費用は1,042万円余となっております。

続きまして、資料22ページをお願いいたします。

報告第13号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてですが、これについては、資料23ページの概要をもとに御説明申し上げます。

財団の概要につきましては、1にまとめてあるとおりでございます。

次に、2の平成30年度事業報告でございます。

まず、(1)の生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものです。

(2)の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対して、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものです。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成するものでございます。

3の平成30年度決算でございます。

(1)経常収益の決算額は1,868万円余であります。

次に、(2)経常費用でございますが、決算額は1,859万円余であります。

経常収益から経常経費を差し引いた(3)当期経常増減額は9万円余の黒字となっております。

4の令和元年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和元年度予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は1,883万円余、経常費用は1,882万円余となっております。

説明申し上げました2つの財団の予算の執行に当たりましては、今後とも、より一層の効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 生活保護事務費の件で、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

生活保護世帯自体は、景気の上向きによって減ってきているというふう聞いておりますけれども、この被保護者健康管理支援事業の中で、生活保護世帯における疾病の罹患率だとか、あるいはその比率が生活保護以外と比較して多いのか少ないのか、そういうデータがあるのかなのか、あれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。そして、実際に生活保護世帯にかかわる医療費の総額

的なものがわかれば教えてください。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、罹患率の話ですが、疾病ごとというのは、なかなかないのですけれども、被生活保護者の中で、医療扶助を受けられている方が約8割おられます。ただ、今委員おっしゃられたように、被生活保護者自体が減ってきていますので、医療扶助を受けられている方も年々減少はしてきているところでございます。

あと、医療扶助の額のお話ですが、ただ、額につきましては、減っているにもかかわらず、あんまり減っていない状況でございます。昨年度の状況ですと、県全体で227億5,700万円という現状でございます、1人当たりの医療扶助費にしますと、大体114万6,000円ということで、一般の方々の3.5倍になっているという状況でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

当然、生活保護であろうが何であろうが、健康管理というのはやっていかなきゃいけないし、その中で、健診等も当然進めていく部分だろうというふうに思っております。ここで、生活保護世帯も特定健診の中には事業として入ってくるんですかね。

○下村社会福祉課長 まず、この方々が、大半が保険料を払えないものですから、保険組合には入っておられない方が多いです。ただ、住まわられていれば健診は受けられますので、まず、健診の勧奨はしていくことになると思います。

○藤川隆夫委員 わかりました。

どちらにしろ、医療扶助が約8割、医療にかかっているという話でありますので、こ

れは減らしていかなきゃいけない。そのためには、やっぱり健診が大事だろうというふうに思っておりますので、その健診を勧めるということは、当然これからもやっていっていただきたいと思えますし、ただ、受けている方が減ってきているものの、まだ額は同じという話もありましたので、その部分ですよね。病気されている方で高額医療が必要な方も当然いらっしゃるかと思えますけれども、その部分含めて、本当に適正な医療が提供されているのかどうかを含めて、医療を受けているほうと医療を提供しているほうと、両方、要は、チェックしていかなきゃいけない部分も出てくるかというふうに思えますので、この医療費の部分に関しましては、適正なものになるように、これからも精査していただければと思います。よろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 児童健全育成費に関してお尋ねしたいのですけれども、これは、当然積極的な措置だと思うのですが、制度としては、来年度以降も存続していくのでしょうか。

○久原子ども未来課長 児童健全育成費のうち、多子世帯子育て支援事業に関するお問い合わせだと思います。

今回、国の幼児教育、保育の無償化において、副食費の取り扱いというのが、従来においては、幼稚園と保育所で扱いが違っていたものですから、それをどういうふうに取り扱うのかという議論が国のほうでなされてまいりました。県のほうでは、多子世帯の保育料の補助を、これは全国に先駆けて行っております。副食費が、今回、国の制度改正に

より保育料から切り分けられたことに伴う、そういう制度の詳細がわかりましたのが、本年度に入って5月の末になっておりました。市町村のほうでは、もう既に無償化に対する事務作業は進んでいる状態でございます、その中で、急激なというか、取り扱いの変更という状態が生じております。

また、副食費の考え方というのは、これは福祉制度全般にわたっては、自分で食べる食料分というのは、医療にしても介護にしても自己負担というのが主流になってきつつあります。保育料が今回このような措置になったということで、どういう扱いにするかというのを議論しましたが、今回、第3子の方々については、保育料をもともと支払わない、ゼロ、全く負担はなかったものが、今回のこの改正によって、月々4,500円の新たな負担となるという状態が発生しております。無償化と言いつつも負担がかかる部分がある。しかも、年度の途中の改正であるというところから、今年度は、その制度の激変緩和を図るということで考えて措置をしております。

来年度以降のお尋ねだったかと思いますが、多子世帯に関しての支援というのが、少子化対策の中でも非常に大事なものだと考えておりますので、熊本県が先駆けて行ってきただということもあり、来年度以降、多子世帯の支援については、副食費に限らず、もっと広い範疇で支援の方法がないかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 積極的な御答弁いただいたんですけども、市町村の受けとめとしては、県からの説明で、この臨時的な助成というのは1回限りというような説明を受けたというような解釈もあるんですよ。ということは、来年度から、第3子以降の副食費は負担が出てくるのかというような心配があった

んですよ。じゃあ、それは、そういう解釈は間違いだということではよろしいのでしょうか。

○久原子ども未来課長 何分、予算事項でもございますので、来年度以降のお話というのを、確実な説明をさせていただいたわけではございません。ただ、市町村のほうに対しても、多子世帯の支援については、今後、市町村の状況等を見ながら検討してまいりますというお答えをさせていただいております。

○山本伸裕委員 じゃあ、今年度1回限りの臨時的な助成ですよということは間違いだということではよろしいのですか。

○久原子ども未来課長 副食費をどうするかということではなく、総合的な支援の中で考えていきますので、そこだけをとって、今回1回きりですよというようなことは申し上げてはおりません。

○山本伸裕委員 要するに、第3子の保育料については、県が独自に助成をして、副食費も含めて無償化の積極的な措置をされていたのが、今回、国の無償化が、副食費が、補助が外されていたということで負担が出てくるんじゃないかという心配があるわけですよ。だから、そういうことで、総合的に判断して、新たな負担が出てくるようなことにならないような方向で、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。私のほうからは以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○末松直洋委員 4ページの高齢者支援課の介護ロボットの件ですけども、導入する経

費の助成ということで、見込みを上回ったということではありますが、大体何件ぐらい要望が上がっているのですか。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

こちらの介護ロボットの事業でございますけれども、まず、昨年度の実績で申しますと、33事業所から68台の申請ございまして、補助しているところでございますけれども、今年度につきましては、これを大きく上回りました、86事業所から293台ということで、大幅に我々の予想を上回る申請があったということでございます。介護ロボットにつきましては、働きやすい職場づくりに対する積極的な設備投資という部分もございまして、我々としても、人材確保の非常に大きな手段と捉えてございまして、そういった事業所の機運をぜひ捉えて、前に進めていきたいというふうに考えてございます。

○末松直洋委員 かなりの数が今後もふえていく可能性があると思っておりますけれども、この介護ロボットというのは、大体基本的に、持ち上げるとか、そういったタイプのやつでしょうか。

○唐戸高齢者支援課長 大体、申請のうちの8割方は、いわゆる見守りセンサーというものでございまして、高齢者の方の動きを、例えば、ベッドの下などに入れたセンサーで確認をしたりですとか、あるいは、そういう赤外線などで、高齢者の方が動かれたかどうかなどを見たりですとか、そういった職員の方の巡回の負担ですとか、また、センサーなので、高齢者の方のいろんな、いわゆるバイタルなどをとることができまして、それによって、看護師さんとかお医者さんと情報共有をすることによって、例えば、夜勤時に何か急

変があった場合に、より適切な対応ができるので、そういった夜勤の職員さんの心理的な負担なども減らすというような効果があると、導入した事業者から伺っておるところでございます。

そのほか、あと1割ぐらいは、委員おっしゃっていただいたような移乗支援、スーツのようなものですか、そういったものなどがございます。主には、見守りが中心でございます。

○末松直洋委員 センサーがかなり多いということで、その持ち上げるようなタイプのやつが少ないということは、まだ高額だとか、そういった原因もあるのでしょうか。

○唐戸高齢者支援課長 現場の状況を伺いますと、スーツ系などにつきましては、例えば、着脱の手間ですとか、あと、委員御指摘のとおり、単価が高いものもあつたりして、我々としても、このロボット、だんだん数がふえてくると、価格も下がってきたりですとか、使い勝手も上がっていくというところもございまして、介護職員の方の離職の理由の中に、例えば、腰痛など身体的な原因で離職を余儀なくした方もいらっしゃるというふうに伺っておりますので、ロボットで、そういった面で支援ができる部分があれば、我々としても、より効果的な製品などの登場というところにもぜひ期待をしたいと思っております。

○内野幸喜委員長 末松委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○荒川知章委員 5ページの社会福祉諸費で、福祉・介護人材確保のための取り組み等に対する助成額の増とありますけれども、こ

の人材確保のための取り組みというのは、具体的にどういうことなのでしょう。

○下村社会福祉課長 これは、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業なのですが、小さい法人がそれぞれでやると非効率なものについて、ネットワークを組んで、例えば、共同で人材を募集したりとか、共同で研修を行ったりとか、あと、もう一つは、例えば、職場間の交流事業を行ったりとか、そういうことを行うのに助成するという事業でございます。

○荒川知章委員 小規模に限定したやつで、大体、今結構人材不足が問題だと思うのですが、この取り組みに対して効果というか、そういうのは現在では見られているのでしょうか。

○下村社会福祉課長 この事業自体が、当然人材確保の取り組みもできるのですが、それ以外にも、要は、法人の効率化であるとか、地域の貢献、どうやって連携していくかということもやれる事業になっていまして、そういうことを支援するための事業でございます、これ自体はですね。だから、人材確保にこだわった事業だけではないということが1つ。実際に、去年、新規事業として、この事業は立ち上げていますので、ことしが小規模ネットワークとしては初めての事業になります。

○内野幸喜委員長 荒川委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号外3件について、一括して採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第10号を議題といたします。

請第10号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

この請願は、平成30年10月に行われた生活保護の基準改定について、生活保護基準の引き下げを直ちに中止することを求める請願です。

まず、生活保護の基準改定について御説明いたします。

生活保護の基準は、一般の低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から、全国消費実態調査をもとに、5年に1度検証し、改定が行われています。今回は、平成25年の見直しから5年が経過して、平成30年度に改定が行われたものです。

基準改定により、増額となる場合も減額となる場合もありまして、今回は、減額の場合でも最大で5%以内にとどめられております。さらに、激変緩和の措置として、3年に分けて、段階的に実施されることとなっておりまして、1年目は、昨年10月に実施され、2年目は、ことし10月、3年目は、来年10月に実施されることとなっております。

基準の改定の状況は、ケースごとに異なりますが、今回の改定では、地域間の格差是正

が図られていまして、都市部は減額となった世帯が多く、地方は増額となった世帯が多い状況です。

なお、ことし10月の改定においては、消費税引き上げの影響を勘案した分が追加されて改定される予定になっています。

次に、本県の状況ですが、国が公表しているモデル世帯の基準額で試算しますと、熊本市以外の約7,400世帯のうち、9割を超える世帯が増額となる見込みです。

また、昨年10月の基準改定に伴いまして、この請願の提出者であります熊本県生活と健康を守る会連合会を代理人の中心とした計128件の審査請求が本県に提出されておりまして、現在、処理を進めているところです。

ちなみに、前回の平成25年度には、175件の審査請求が行われており、全て棄却されております。

説明は以上です。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 先ほど請願者の方からの説明にもあったのですが、国連人権高等弁務官事務所の人権専門官が、国連人権法で要求される適切な生活水準と合致しないというような指摘をされているということなんですけれども、この点についての指摘を受けての受けとめというか、それが政府のほうで何らかの所見が出ているのであればお願いします。

○下村社会福祉課長 国においても、現在の改定方式というのは、水準均衡方式と呼ばれているものなんですけれども、この見直しが行われています。検討会がことし6月にも検討会が開催されておりまして、この中では、まず、最低限の生活とはどんなものかという

概念から整理されて検討が行われているところですよ。

こういう検討が今行われているところでもありますので、これは注視していくのかなと思っております。

○山本伸裕委員 その検討での一定の結論的なものは出てないということですか。

○下村社会福祉課長 まず、6月の検討会では、先ほど申しましたように、最低限の生活はどんなものかという概念の整理が行われたと聞いております。最低限の生活費の算出方法とか、それについては、今後議論が行われるというふうになっておるところですよ。

○山本伸裕委員 わかりました。

結論が出てない中で、また、係争中のことでもあるので、そういう状況の中で、10月1日から基準が引き下げられるというようなことについてはどうかということで、私も引き下げ中止というようなことが適当ではないのかなと、請願を採択するのが適切ではないかと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 再度確認ですけれども、先ほど引き下げによって、地方においては増額になると、都市部においては減額になるという話だったと思っておりますけれども、全体的な費用というのはほとんど変わらないというふうを考えていいんでしょうかね。

○下村社会福祉課長 社会福祉課ですよ。

給付水準自体は変わらないというふうには発表しております。ただ、地方の格差是正

が大分進んでいますので、熊本県の場合は、一番低い、3級地の2というところが大半であります。1級、2級、3級というふうに区分が分かれておまして、3級地の2は、ほとんど増額になっていますから、それで、熊本県としては増額したところがふえるという形になると思います。

○藤川隆夫委員 ということは、引き下げによって、地方にとってはよりメリットが出るというふうに考えていいのかな。

○下村社会福祉課長 そう考えております。実際に——分析結果をちょっとお話しさせていただきますと、9割は増額になっていますが、1割弱ですが、減額のところがございます。ただ、これは、ほとんどが荒尾市です。荒尾市というのは、2級地の2というふうに、県下の一般の地区よりも水準が高いところになります。ですので、この世帯は下がっても、ほかの県下の世帯よりも逆に上がっている状態です、下がったとしてもですね。だから、そういうふうなことで、地域の均衡が少し是正が図られたのかなというふうには考えているところです。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第10号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第10号を採択することに賛成の委員の挙

手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手少数と認めます。よって、請第10号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

別添でお配りしております、左肩に「厚生常任委員会報告資料」と記載した資料をお願いいたします。

第3回こころとからだの健康調査の結果について説明いたします。

この調査は、平成28年熊本地震による被災者の心と体の健康状態を把握するために実施しており、今回は3回目となります。

まず、1、調査の概要でございます。

ことしの3月から6月にかけて、19市町村の仮設団地、みなし仮設等に入居されている18歳以上の方、1万6,320人を対象に調査を実施し、7,559人から回答をいただいております。

次に、2、調査結果等につきましては、別添の調査結果概要をごらんください。

主な結果を説明させていただきます。

まず、回答者の構成でございます。

仮設団地における回答者の60歳以上の割合は約7割、みなし仮設においては約6割となっております。また、今回から調査対象としました災害公営住宅における回答者の60歳以上の割合は、約8割を占めており、全体として、回答者の多くは、60歳以上の方でございました。

次に、心の健康、心理的ストレスの判定に関する結果でございます。

仮設団地及びみなし仮設につきましては、高度のリスクを抱えた方の割合が、仮設団地で8.6%、みなし仮設で8.9%と、平時の割合4.1%の2倍以上となっております。前回の調査と比較しますと、高度のリスクを抱えた方の割合が、仮設団地で0.3ポイント低く、みなし仮設で0.8ポイント高くなっておりま

す。また、災害公営住宅につきましては、高度のリスクを抱えた方の割合が10.1%となっております。仮設団地やみなし仮設よりやや高い割合となっております。

裏面をお願いします。

次に、体の健康に関する結果でございます。

①から④の項目に分けて取りまとめております。

②体調や病気の有無についての丸ポツ、体調が余りよくない、悪いと回答した方の割合は、前回の調査と比較しますと、仮設団地で0.6ポイント高く、みなし仮設で3.3ポイント高くなるなど、全体的に割合は高くなっております。

また、災害公営住宅では、仮設団地やみなし仮設と同程度の割合となっております。

済みません、1枚目の資料の裏面のほうに戻っていただいてよろしいでしょうか。最後に、3の対応でございます。

この調査結果をもとに、心理的ストレスが

高い方や健康リスクがある方については、早急に対応する必要があることから、市町村、熊本こころのケアセンター及び地域支え合いセンター等による直接訪問等によるアセスメントを行ってございまして、今後も引き続き個別に相談対応等を行ってまいります。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松野明美委員 健康調査で関連なんですすが、熊本県内の労働者の健康異常値が全国を非常に上回っているという記事があったんですね。コレステロール値から肝機能、また、血圧の順番で、異常値が全国を上回っているということだったんですが——労働者ですね、14万人ぐらいが健康調査を受けて、8万人強の方が異常値があったという結果があったんですけども、このあたりのことは、ちょっと何か説明ができればいただきたいのですけれども、異常値につきまして。

○内野幸喜委員長 …これとはまた別ですね、この調査とはまた別…。

○松野明美委員 健康調査、関連かなと思っ

て——違いますかね。
○新谷健康づくり推進課長 働いている方の健康状況については、労働監督署のほうに事業所が届け出ることになってございまして、その結果が公表されたものです。

50人以上の規模のある程度大きな事業所の結果がそうだったということで、全体の人口からすれば一部についての傾向なんですすが、

ただ、県全体としましても、40歳から74歳の方の健診の結果を見ますと、空腹時の血糖ですとか、ヘモグロビンA1c、そういった糖尿病になる指標が高いという傾向にありますので、県としても、糖尿病対策というのを最重要課題として位置づけて、県民運動として予防、また、糖尿病になっている方も重症化して人工透析等にならないようにという取り組みを、県全体で、医療機関、健診機関、市町村一体となって対策を進めているところでございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○松野明美委員 前半の一般質問でも質問が出たんですが、男性の、特に県の職員の育休の割合が全国でも最低という記事があったんですが、もちろん理解とか職場の環境の整備とかもあると思うんですが、率直に、どうしてなのかなということが、ちょっと気になっているところなんですが、そのあたりをちょっとお聞きしたいのですが。

○沼川子ども・障がい福祉局長 県職員のことなので、実際、人事課の所管なんですが、ただ、調べられた年度によって、熊本県、2人だったと思うんですが、人事課に詳しい話を聞かれるといいと思うのですが、多分年度で差があると思います。というのと、あれは、たしか地震の翌年の調査だったので、ただでさえ県職員の時間外等が多い時期に重なっていたこともあるかなと思います。

ただ、これでいいわけではございませんので、多分これを踏まえて、今後、対策等をや

っていくことになると思っております。それは、うちも少子化対策で結婚、出産、育児がやりやすい熊本づくりを目指していて、県職員の率先垂範というのが求められるんじゃないかと思っておりますので、引き続き頑張っ
てまいりたいと思っております。

○松野明美委員 人事課のほうが主なものですね、担当は。

○沼川子ども・障がい福祉局長 総務部ですね。人事課と総務厚生課とか、そういう職員管理というか、職員の健康管理等をやっているような部分を中心だと思っております。

○松野明美委員 ちょっとダブっているところも多分あると思いますので、特に、私たちのような女性の進出というのは、家庭でも夫の協力がやっぱり一番大事ななということがありますので、女性の社会進出のためにも、そういう育休をこの委員会でも進めていただきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

○山本伸裕委員 児童虐待に関して、非常に近年深刻化している問題なんですけれども、児童相談所が、通告から安否確認する際の48時間ルールというのが、政府のほうで何か調査をされているようなんですけれども、熊本の実態というのがわかっていたら教えていただきたいと思っておりますけれども。

○木山子ども家庭福祉課長 今御質問ありました児童相談所の対応でございますが、48時間ルールについて、国の調査がございました。これによりますと、ほとんどの部分につ

いては、48時間以内に安否確認ができております。ただ、4ケースについて、国に報告したケースで、県の場合、48時間以内に確認ができなかったというふうな実態がございました。これは、個別に児童相談所に話を聞いてみますと、やっぱりそれなりに一つ一つ理由があったものですから、それについては、やむなしというところで報告をさせていただいたといった状況でございます。

○山本伸裕委員 そうしたら、これが、やっぱり命を守るという上では、非常に大事なルールだというふうに認識しているのですけれども、それは、4ケースというのは、熊本の場合は、例えば、児童相談所の態勢が間に合わないとか、というような状況から発生したものではないということですかね。

○木山子ども家庭福祉課長 そのとおりでございます。例えば、1例を申し上げますと、泣き声通告が、あるスーパーの駐車場からあったというところで、児童相談所が現場に駆けつけても、要は、ナンバーもどの車かもわからないというところで、確認ができなかったといった、そういうケースが含まれてございますので、県の場合は、48時間以内に、可能な限り安否確認をしているというのが実態でございます。

○山本伸裕委員 わかりました。それで、やっぱり全国的にも指摘されているところですけども、相談員の体制であるとか、児童福祉司の増員であるとか、あるいは育成であるとか、そういったことについて、かなりやっぱり、これから取り組んでいかなければならない問題だというふうに言われていますので、県においても、しっかり取り組まれていくことだと思うのですけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前10時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長